

オホーツク海沿岸の設計津波水位検討懇談会 開催要領

第1 目的

北海道のオホーツク海沿岸における、海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位（以下、「設計津波水位」という。）設定案を策定することを目的に、専門的見地から学識経験者の意見聴取を行うため、「オホーツク海沿岸の設計津波水位検討懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 議題

懇談会における議題は、次のとおりとする。

- (1) オホーツク海沿岸の地域海岸毎の設計津波水位の設定案の検討に関する事
- (2) その他、地域海岸毎の設計津波水位の設定案の策定に必要な事項に関する事

第3 構成

- (1) 懇談会は、構成員5名以内で構成する。
- (2) 構成員は、学識経験者等の中から懇談会事務担当課が所属する部長が選定する。

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて懇談会事務担当課が所属する部長が召集し、主催する。
- (2) 懇談会に議事進行役として座長を置き、懇談会事務担当課が所属する部長がこれを指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 懇談会事務担当課が所属する部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 オブザーバー

- (1) 懇談会にはオブザーバーを置くことができる。
- (2) オブザーバーは必要に応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

第6 報償費等

- (1) 懇談会の実施に対し、道は構成員に報償費及び旅費を支給する。
なお、第4(4)で出席を求めた構成員以外の者についても同様とする。
- (2) 報償費及び旅費の額は、北海道特別職職員給与等に関する条例第6条別表第2に定める額に準じる額とする。

第7 その他

- (1) 懇談会の事務は、「北海道海岸事業意見交換会」において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会事務担当課が所属する部長が定める。